



第七十五號 (第七卷) 昭和二年六月號

ニウトンの傳 (4)

山本一清

ニウトンが「プリンシピア」の第二卷と第三卷を書いてゐた頃、ケンブリヂに於いて頗る重大な出来事が起つた。1686年に、英國王ゼームス第二世は既に、國の法律を公然と破つて、オクスフォード大學のクライスト・チャチ (Christ Church) の牧職をジョン・マセイ (John Massey) に與へた；此の人は單にローマ教會の一會員たる資格を有つに過ぎなかつたが、王は得々として此の任命を誇り、法王の使節に、『オクスフォードでやつた通り、すぐ又、ケンブリヂでもする』と言つた。そして此の公言の如く、1687年二月に、王は命令を發して、ベネデクト派の僧アルバン・フランシス師 (Father Alban Francis) に、ケンブリヂ大學は忠順至高の誓約無しに文學士 (Master of Arts) の學位を與へるやう命じた。副總長たるベチエル (Pechell) 博士 (マグダリン學院長) は此の命令書を受くるや、直ちに總長アルベマール (Albemarle) 侯爵に使者を送り、此の命令書の取消しを求め、一方、書記や小吏たちは、若しフランシス師が正規の誓約をするならば、直ちに此の學位を交付しやうと待ちかまへた。王も僧も共に頑強であつたので、宮中と大學とは此うして意見の衝突を來した。サンダランド (Sunderland) からは威嚇的な書狀を送つて、大學の決意を破らうとした。しか

し、謙遜と敬意のある返書の中にも、大學は受諾の意志を表はさず、何等か妥協の要求さへも示さなかつた。そこで、副總長と評議員たちはエストミンスター的高等法院に召喚されるに至つた。評議會から任命された八名の議員の一人にニュートンが居た。議員たちはロンドンへ立つ前に、法廷に於ける辯論の準備の會合を催したが、其の席上、一議員から妥協案が申し出されたのに對し、ニュートンは敢然と之れに反對し、遂に之れを制止した。そして、四月十二日、此等の議員たちは、充分なる準備を以つて、法廷に現はれた。ジェフリス卿 (Lord Jeffreys) は座長となり、議員たちは正規の順序通りに法官の前に現はれたが、論議は却下された。そして、四月二十七日に議員たちは抗訴をし、五月七日に辨論が許されたが、大學副總長の抗辯は薄弱なものであつた。議員たちは、「近年、勅令が度々取消され、今まで誓約無しに命令の下つたことは例が無い」ことを言ひ張つた。ジェフリスは平常の傲慢な態度で副總長に向ひ、議員たちが辨論しやうとするのを沈黙せしめ、遂に彼等を法廷の外に退去せしめた。其の後、議員たちは入場を許された時、彼等は譴責され、ベシエルは大學副總長の職を免ぜられ、同時にマグダレン學院の長たる役をも免ぜられた。

ニュートンはトリニティ學院に歸り、プリンシピアを完成するこゝになつたが、其の間、彼れはハレイとの間に頻繁な交通を交換した、—— 其の大部分は今尚ほ残つてゐる。次ぎの手紙は1687年七月五日附けで、ロンドンからハレイが贈つたものであつて、プリンシピアの完成を傳へてゐるものであるが、特殊の興味があるものである：——

『私はさう々々貴兄の書物を完成しました。喜んで下さい。最後の正誤表が丁度好い時に手に入つて、間に合ひました。私は貴兄の御望みにより、學士院に、ボイル (Boyle) 氏に、バゲト (Paget) 氏に、フラムスチード (Flamsteed) 氏に此の一本を獻納しますが、尙、其の外、市内に居る誰かに贈る御希望にも添ひませう。又、私は貴兄へ二十部を發送しましたが、之れは大學内の御友人たちに頒たれるためです。さうぞ御受け取り下さい、其の同じ包みの中に更に四十部を入れて置きますが、之れは、私がケンブリヂに知人を持つてゐませんので、特に貴兄に御依頼し、一二の本屋へ渡して賣らせて頂きたいのです。價額は、牛皮の製本に文字入りで、9 シリン



ニュートンの肖像

1710年ソーニル (Thornhill) 畫く

ケンブリヂ大学トリニテイ學院の接待室にあり

グにこちらでは賣るつもりです。貴兄へ御送りした分については、製本しないまゝ、6 シリングづゝを賣り上げまして私は頂きたいと思ひますが、しかし、即金か或はずぐに入金するならば5 シリングでも宜しい。何故と言へば、本屋にも多少の利益をやらなければ此等を取り扱つてくれないでせうから、貴兄の此の立派な書物が本屋の手に葬られるよりも、むしろ私への入金が半分ですむ方を以つて満足致します。さうぞ、貴兄御自身のため、又、國のために、此くまで貴兄が勞力を拂はれた著書について今までの困難を、御懲りなく、むしろ、暫くは氣晴らしに何か別の研究でもせられた後は、又此の大成功に續く大研究を進められ、かの太陰論 (Lunar theory) を完成せられんことを望みます。それは航海術のために極めて有用なものであり、又、奥深い學理のために重要なのですから、……私から御送りする荷物は、車で、明日、ロンドンを立ちますから、多分、次の木曜日には御手許へ着ませう。』

1692年と1693年頃、ニュートンは可なり重い病氣にかゝつたらしいが、其れが何病であつたかに就てはよほぎ議論がある。1693年九月13日附けで、ペピス (Samuel Pepys) に宛てたニュートンの手紙を見るに、
『ミリントン (Millington) 氏が貴兄から御便りを傳へて下さつた後、暫くして、同氏は私に、こんどロンドンへ行く時には必ず貴兄を御訪ねするやうにご薦められました。私は氣が進まなかつたのですが、しかし、餘り熱心に薦められるので、深くも考へないで、とにかく、承諾したのでした。私は此頃大變な困難の中にありました、過去十二ヶ月の間、充分に食事も睡眠も出來ず、精神も、以前のやうな落ち付きか無いのです。私はもはや貴兄の御厚意や、ジェームス王の御寵を得たいと、進んで考へて居ません。そして、むしろ、貴兄との御交際や、他の友人たちとの交際も斷念して、唯獨り靜かにして居りたいのです。いつまでも貴兄の憐れな忠僕として又御目にかゝる時までは御無沙汰御免下さい。』

又、1693年十月15日、ニュートンが其の著書の第二版についてジョン・ロク (John Locke) の手紙に對する返書の中に：——

『昨冬、私は火の傍で餘り度々眠つたため、一種の睡眠病にかゝり、此の夏中ははずつと機嫌が悪くて、精神が平常の通りではありません。それで、

貴兄へ手紙を書く時などは、二週間の中、毎夜一時間も眠れませんし、五日間一睡もしないころがありました。私は唯貴兄への手紙を書いたところだけは記憶して居りますが、御著書のころについて、何を私が書いたか、さつぱり覚えません。若し御親切に、あの文の書き抜きを御送り下さるならば、私は出来るだけ説明を申しませう』

元來、ニウトンの精神は決して休息せず。時々は食事を忘れるほごにも其の理學研究に没頭する氣質なのであるから、此の氣質のニウトンに睡眠が缺乏することは、當然、非常な神經過敏を齎らしたに違ひない。だから、當時、既に、外國では、ニウトンに精神異常の氣味があるこの世評が擴がり、或は進んで、彼れが全く常態を失するに至つたご遠近に傳へられたのは無理も無い。ペピスも此うした評判を耳にしたらしく、ケンブリヂ大學マグダリン學院教師たる友人ミリントンに宛てた1693年九月26日附の手紙に：——

『ニウトン氏の事について、いろ々々心配して居りますが、誠に残念です。多分、貴兄も同様、之れについては御心配の様子が御手紙の中にも伺はれます。近頃、私はニウトン氏から手紙を受取りましたが、其中に書いてあるここに辻褄が合はず、矛盾だらけで、肝腎の要件が全く無茶なのです。實に驚くばかりですが、多分、精神にも頭腦にも攪亂が起つてゐるのでせう、ですから、私が迷惑してゐる理由を大體申し上げたやうな次第なのです。それで、さうぞ貴兄が御存じの範圍内に於いて事の真相を御もらし下さるやう願ひます。』

1693年九月30日、ミリントンがペピスへ贈つた手紙によれば、ミリントンは暫くニウトンを訪ねたが、

『…………ニウトンは市内に居ませんでした。去る28日にハンチンドン(Huntingdon)で私は彼ご會ひました。其の時、私が未だ言ひ掛けない前に、彼は口を開いて、あなたへ變な手紙を差し上げたので其れをよほご氣にしてゐるご言つて居ました。尙其の時の話に、彼は神經が亂れて、五晩もふつつづけに眠られなかつたため、平素大に尊敬する貴方(あなた)がたにも失禮な事をいろ々々ご致したのを、恥かしいご思つて悔いてゐるご申して居ました。彼は今よほご好いのです。尤も、尙少しく彼は幽鬱性では

ありますが、しかし其れは大して彼れの腦力に障るごは思ひませんし、又、其うでないごを希望するのです。云々』

ニウトンの病氣は、當時、外國でよほご誇大吹聽された。例へば、ハイゲンズが1694年六月8日附でライブニツ (Leibnitz) に送つた手紙に恧ふ言つてゐる：『貴君は御存じか否か知りませんが、ニウトン君には近頃一寸氣の毒なごがありましてね。同君は既に十八ヶ月間も腦膜 (Phrenitis) に冒されたのですが、友人の施藥によつて回復したごいふごです。云々』之れに對して、ライブニツが六月22日附に書いた返事には、『ニウトン氏が病氣だご聞いて、之れは大變なごだご驚きましたが、しかし、幸ひ、すぐ、回復したご知らせて頂いたので大に喜んでゐます』ごある。(つゞく)

天文同好會規則

(昭和二年五月八日改)

- 第一條 此ノ會ヲ天文同好會ト云フ
- 第二條 此ノ會ハ天文學ノ了解ヲ進メ兼ネテ同好者相互ノ親睦ヲ増スノ
ガ目的デアル
- 第三條 本部ヲ京都市吉田町京都帝國大學天文臺内ニ置ク又會員密集ノ
地ニハ支部ヲ置ク事ガアル
- 第四條 此ノ會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ次ノ事業ヲ行フ
- 一、講演 (例會毎月一回、其他臨時會)
 - 二、講習 (各地ヲ臨時ニ開ク)
 - 三、雜誌圖書ノ出版 (雜誌ハ月一回ヲ會員ニハ無代配布、圖書ハ臨時)
 - 四、實地觀測
 - 五、天文臺ノ經營 (會員ニハ特權ガアル)
- 第五條 此ノ會ノ目的ニ賛同スルモノハ會員一名ノ紹介ニヨツテ入會ガ
出來ル 但シ入會金臺圓ヲ要ス 會費ハ每歴年度ニツキ前納金五圓ト
ス、申込ノ際ハ住所職業生年ヲ記入セラレタシ
- 第六條 本會ノ經營ヲ支持スル趣意テ毎年金貳拾圓以上ヲ齎出スル者ヲ
維持會員トスル
- 第七條 一時金壹百圓以上ヲ寄附スル者及ビ總會ニテ特ニ推舉セラレタ
者ヲ名譽會員トスル
- 第八條 此ノ會ノ役員ハ次ノ通り
- | | | | |
|----|----|-----|----|
| 會長 | 一名 | 副會長 | 一名 |
| 幹事 | 二名 | 會計 | 一名 |
- 會長ト副會長トハ總會ヲ選舉セラレルモノテ任期ハ二ケ年幹事ト會
計トハ會長ノ指名テ任期一ケ年
- 第九條 此ノ會ニ評議員若干名ヲ置キ、役員ノ相談相手トナル